

平成26年12月26日

J R 北 海 道

「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」による措置を講ずるための計画の報告について

平成26年1月24日付け、「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」における「3. 更なる安全の確保へ」について措置を講ずるための計画を策定し、本日、国土交通大臣宛の報告書を国土交通省北海道運輸局へ提出いたしました。

その内容について、お知らせいたします。

事業改善命令・監督命令による措置を講ずるための計画

目 次

命令項目

3. 更なる安全確保へ

①安全意識の啓発や安全風土の構築を実施するための組織の整備	1 / 12
②安全確保のためのPDCAサイクルの確立	5 / 12
③会社全体を通じた安全性向上のための取組み	9 / 12
④安全を確保する企業風土を構築するための全職員の参画	11 / 12

平成26年12月26日
北海道旅客鉄道株式会社

No. 1 命令項目 3. 更なる安全確保へ ①安全意識の啓発や安全風土の構築を実施するための組織の整備

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・ 近年では、例えば、JR西日本においては「鉄道安全考動館」等、JALにおいては「安全啓発センター」を設置している。このような組織は、トラブルの発生後に高まった安全確保の必要性に対する職員の意識を継続的に啓発するとともに、安全性向上のための対策を講じていくための企業風土を構築することを目的としたものである。</p> <p>このため、JR北海道においては、現下の異常な事態に鑑み、このような安全に係る意識の啓発や企業風土の構築を実施するために、他社の取組みも参考として、どのような組織や取組みが必要か等について、自社にふさわしいあり方を検討し、その整備を行うこと。</p>	<p>○ 経営理念等の見直し (経営企画部 主幹)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「お客様の安全を最優先する」、「コンプライアンスを徹底する」という共通認識が社内に十分に醸成されなかった反省を踏まえ、経営理念について「安全」「コンプライアンス」を前面に打ち出し、社員へ浸透させ、日々の業務につながっていくものに見直す。 ・ 現在の「グループ企業行動指針」を取りやめ、経営理念を社員一人ひとりの行動に落とし込んで考えられる行動指針を新たに制定する。 <p>○ 経営幹部が社員に対し直接メッセージを伝える (安全推進部 課長(企画))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (1)②「安全意識の浸透」の取り組みに加え、経営幹部は定期的に作業実態を把握するとともに、経営理念や会社の現状の説明を行う。 <p>○ 企業行動委員会の見直し (総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (1)①「企業行動委員会での取組強化」の取り組みに加え、従来の「企業行動委員会」を「コンプライアンス委員会」と改称変更し、社外の方にご参加いただくとともに、当社の参加メンバーを厳選し、コンプライアンスの徹底状況と取り組みの検証を行い、その実施状況を定期的に取締役会に報告することとする。 	<p>平成27年4月</p> <p>平成27年4月</p> <p>平成26年4月 (年1回以上/ 全職場)</p> <p>平成27年4月 から継続実施</p>	

No. 1 命令項目 3. 更なる安全確保へ ①安全意識の啓発や安全風土の構築を実施するための組織の整備

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>○コンプライアンスを徹底させる教育と浸透化の実施 (総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (1)①「コンプライアンス教育の見直し等」の取り組みに加え、「会社のルールを守ること」「社会のルールを守ること」「JR北海道社員として自覚を持って行動すること」を徹底するため、新聞記事による具体的な事例を活用した教育等により、社員に対して社会の常識や気づきを促す。 ・ 2. (1)①「コンプライアンス意識の浸透化等」の取り組みに加え、コンプライアンスの徹底の取組み(PDCA)として、コンプライアンスアンケートにより社員の意識浸透度合いの把握と行動の実態を明らかにして(C)、今後の教育や浸透化策の取組み(A)を実施していく。 ・ 社員として守るべき行動の指標、コンプライアンスの徹底の項目やセルフチェックテストを記載した、携行可能なコンプライアンスカード(仮称)を作成して、全社員に配布し、社員が判断に迷った際に活用できるようにする。 <p>○情報公開のあり方見直し (広報部 課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の論理が優先し、世の中の常識とズレがないようにするため、事故やインシデントに該当する・しないに関わらず、お客様や社会的に「安全上、問題がある」と捉えられる事象が発生した場合は、速やかに公表する方向で見直す。 <p>○懲戒処分の社内周知 (総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (1)⑤「懲戒の基準」を厳正に運用することに加え、社内に対して戒めと気づきを促すために、社員の不祥事に関する社内処分について、一定の基準を設けて社内周知を行う。 	<p>平成27年4月 から継続実施</p> <p>平成26年11月 から継続実施</p> <p>平成27年4月</p> <p>平成27年3月</p> <p>平成27年1月</p>	

No. 1 命令項目 3. 更なる安全確保へ ①安全意識の啓発や安全風土の構築を実施するための組織の整備

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>○「安全意識の啓発や安全風土の構築を実施するための組織」とするための人材の育成 (総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的に安全性を向上するため、現場の中核を担う管理者及びフォアマン層(助役を補佐する立場の主任)を育成するしくみを整備する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 現行の管理者養成についてトレースを行い、必要な見直しを行う。 ii) 技術系職場におけるフォアマン層である代表主任、組持ち等の主任層に対して、新たな研修を実施する。 iii) 必要な資質や能力を備えた人材を確保するため、社会人経験者の中途採用を積極的に実施する。 ・ 社員が日々の業務の中で技能の向上や問題の発掘に意欲を持って自発的に取り組めるように職場活性化活動(小集団活動や業務研究発表会等)の再構築を行うとともに、その成果を発表し共有できる場としての発表会のあり方を見直す。 <p>○ 職場での自発的な取り組みを育てるしくみの構築 (安全推進部 課長(企画、安全))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員が問題意識を持って、『自分の職場における安全上の課題は何か』、『自分の職場で事故を起こすとしたら、どのようなことがあり得るか』、『どうすればリスクを減らすことができるか』を考え、具体的な行動に移していく取り組みを育てる。 <ul style="list-style-type: none"> i) 参考になる取り組み事例の紹介及び表彰を実施する。 ii) 職場で中心となって安全を担う社員を育成する。 ・ また、講習会等への参加や他社施設の見学についても、育成の一環として取り組んでいく。 <p>○ 現在実施している集合教育による安全研修の受講対象者の拡大 (安全推進部 課長(企画)、総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (1)②「全社員を対象とした安全研修の実施」の取り組みに加え、グループ会社社員向けのカリキュラムを作成し、グループ会社の鉄道事業に従事している社員を中心に研修を行う。 <p>○ 安全啓発館(仮称)の創設 (安全推進部 課長(企画)、総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員研修センターの移転に合わせ、安全啓発館(仮称)を創設し、安全研修室及び事故車両保存庫の展示を移行するとともに、「室蘭線で列車と衝突した機材運搬台車(トrolley)」や「貨物列車が脱線した大沼駅構内のマクラギ」など、実物を事故事例と併せて新たに展示するほか、ヒューマンエラーや労災の危険を体感して学べる教材などを新設し、内容等を充実する。 ・ 安全啓発館(仮称)以外の社員研修センター施設についても、車両実習室や技能実習室の新設、運転シミュレータの増設など社員教育設備を充実するとともに、実習線の整備を検討する。 ・ 平成28年度から実施する第2期の安全研修は、安全啓発館(仮称)を活用する。 	<p>平成27年4月</p> <p>平成27年4月</p> <p>平成27年4月から継続実施</p> <p>平成27年4月から継続実施</p> <p>平成27年6月から継続実施</p> <p>平成29年1月</p> <p>平成29年1月から継続実施</p> <p>平成29年1月から継続実施</p>	

No. 1 命令項目 3. 更なる安全確保へ ①安全意識の啓発や安全風土の構築を実施するための組織の整備

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>○職場毎の安全会議・訓練の実施 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・電力技術課長・情報制御課長、駅業務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の目的を達成するために主管部毎、職場毎の取り組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> i) お客様の命を奪うとはどういうことかを社員に心底から理解させるとともに、安全を確保するためにルールを守ることの重要性を認識させる。 ii) 安全推進委員会専門部会を毎月開催することによって、本社と全現場長が毎月、安全のテーマについて直接議論を行い、現場の実態を踏まえた安全施策を実現する。 ・2. (1)②「安全意識の徹底及び安全性の向上に関する職員教育体制の再構築」の取り組みに加え、社員が絶対に起こしてはいけない事故について、映像等を活用しながら、リアルに実感できる教材とし、定例的な学習の中に組み込んでいく。 <p>○他社の取り組みを参考に当社の現状を踏まえ足りない取り組みの抽出 (安全推進部 課長(企画))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員の安全啓発や社員への安全情報提供のあり方など、他社事例の調査を継続する。 ・調査した結果から、当社の現状を踏まえ効果的な取り組みを抽出し、実施方法・実施時期を検討する。 	<p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成27年4月 から継続実施</p> <p>平成26年7月 から継続実施</p> <p>平成27年4月 から継続実施</p>	<p>【他社の取り組み調査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(7月)JR西日本:安全考動館、安全ミーティング ・(9月)JR東日本:事故の歴史展示館、CS青信号 JAL:安全啓発センター ANA:安全教育センター、ANAグループ安全飛行 日本郵船:研修センター、NAV9000、ニアミス3000 ・(10月)JR九州:安全創造館、安全サミット ・第3回再生推進会議にて、委員へご説明した。 (9/29)

No. 2 命令項目 3. 更なる安全確保へ ②安全確保のためのPDCAサイクルの確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>状況に応じた安全確保を常に継続していくためには、安全確保の分野におけるPDCAサイクルの確立により、不断にその安全性の水準を高めていくための取組みが極めて重要である。このため、以下の点について検討を行い、必要な対策を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各分野における安全目標を設定し、そのために必要な対策について計画を策定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全目標の設定 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・電力技術課長・情報制御課長、駅業務部 副部長) <ul style="list-style-type: none"> 『事故によるお客様の死傷ゼロ』を実現することを各分野に共通した安全目標とする。 ○安全目標の設定における必要な対策の計画の策定 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・電力技術課長・情報制御課長、駅業務部 副部長) <ul style="list-style-type: none"> 各分野における個別具体的な実施計画は、「措置を講ずるための計画」(「2. 第一歩の改善」、「3. 更なる安全確保へ」)であり、これを完遂することで安全目標の実現を目指す。 	<p>平成26年7月から継続実施</p> <p>平成26年7月から継続実施</p>	

No. 2 命令項目 3. 更なる安全確保へ ②安全確保のためのPDCAサイクルの確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> その実施状況について定期的に検証し、常に鉄道の安全に関する最新の技術や他社の取組みにも留意しつつ、必要に応じ、安全目標及び計画について見直しを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な実施状況の検証 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・電力技術課長・情報制御課長、駅業務部 副部長) ・ 2. (4)②「本社の現場に対する指導體制の確立」の取り組みに加え、現場における課題、気がかりを把握するとともに本社の方針を直接伝え意見交換を行う。 ・ 「措置を講ずるための計画」については、四半期毎に課長等が目標の達成度合いの確認を行い、さらに、その内容を安全統括管理者と主管部長が確認を行う。 ○ 必要な対策の計画の見直し (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・電力技術課長・情報制御課長、駅業務部 副部長) ・ 「措置を講ずるための計画」の実施状況を課長等及び安全統括管理者と主管部長が確認を行った結果、実施できていない内容については、その理由を究明し、取り組みの強化もしくは対策を見直す。 	<p>平成26年7月 から継続実施</p> <p>平成26年7月 から継続実施</p> <p>平成26年7月 から継続実施</p>	

No. 2 命令項目 3. 更なる安全確保へ ②安全確保のためのPDCAサイクルの確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・安全確保のためのPDCAサイクルの重要性を社内に徹底すること。</p>	<p>○PDCAサイクルの重要性の徹底 (安全推進部 課長(安全)、工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・電力技術課長・情報制御課長、駅業務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「措置を講ずるための計画」の実施及びトレースを継続することにより、社内にPDCAサイクルを定着させ、計画部門から現場まで重要性を社内に徹底させる。 「自主監査」として安全のために確認すべき項目を定め、現場管理者は自箇所ですべてに基づいた点検と改善を繰り返し実践することで、PDCAサイクルの重要性を浸透させていく。 <p>【工務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場長による自主監査により自箇所ですべて問題が生じていないか確認し、必要な対策を講じることでPDCAサイクルの重要性を浸透させていく。 特に保線系統では、管理室から保線所へ、保線所から本社へのボトムアップ体制と、それぞれの機関で業務打合せ実施による処置・改善と議事録の報告により、諸課題を解決していくハニカム型PDCAサイクルを構築することで現場と本社が一体となったPDCAサイクルの重要性を浸透させていく。 <p>【車両部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故・事象等の防止に向けた検討・トレース体制を見直し、「車両部安全推進会議」を設置した。そこで、車両部としての方針を決定し、その方針を本社直轄・支社別の「車両故障防止検討会分科会」で現場と議論・検討を行うとともに進捗状況等のトレースを行う。さらに、その結果を「車両部安全推進会議」でトレースし、「車両故障防止検討会」で整理・推進するしくみを構築することで、本社・検修職場が一体となって車両故障防止のPDCAを回す取り組みを継続実施する。 重大事故・事象および繰り返し故障等の防止、車両故障の原因究明および車両の品質維持に向けた取り組みとして、今までの取り組みを強化した「事前照会制度」を開始し、本社・検修職場が構造変更や試験実施内容など取り組みの共通認識を持ち、トレースができ、PDCAを回すことができるしくみを構築し継続実施する。 車両の品質管理向上を目的に総合的な取り組みとして、検修職場の管理者が階層ステップ表に基づき自箇所の状況(ランク)を自主点検し、その結果により次に目指すランクを決定して取り組むことで、ランクアップを支援するしくみである「品質管理NAVI」を開始した。その取り組み状況は、課長等をリーダーとして現場に赴く現場フォローの機会などによりトレースを継続し、車両の品質管理体制の確立に向けてPDCAを回す取り組みを継続実施する。 	<p>平成26年7月 から継続実施</p> <p>平成26年10月 から継続実施</p> <p>平成26年10月 から継続実施</p> <p>平成26年4月</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成26年11月 から継続実施</p>	

No. 2 命令項目 3. 更なる安全確保へ ②安全確保のためのPDCAサイクルの確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【運輸部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故・事象等の防止に向けた検討・トレース体制を見直し、「運輸部安全推進会議」を設置し運輸部としての方針を決定、その方針を「安全推進委員会専門部会」で現場長と議論・検討、その結果により実行計画の詳細を策定し実施する。その際必要により「指導・構内」「サービス・車掌」会議を開催し現場担当者を交えて議論・検討する。実施後の進捗状況・結果等のトレースは「運輸部安全推進会議」で行い、本社・現場が一体となったPDCAサイクルによる重大事故・事象防止の取り組みを行うことで同サイクルの重要性を浸透させていく。 <p>【電気部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全に関する事故、事象の防止に向けた検討、トレース体制については、「電気部安全推進会議」を設置し電気部門としての方針を決定、その方針を「安全推進委員会電気専門部会」で現場長等と議論、検討した上で、実行計画を策定し取り組む。取り組みの進捗状況のトレースは「電気部安全推進会議」で行い、課題、問題が生じた場合は必要な措置を講ずる、ことで現場と本社が一体となったPDCAサイクルによる安全確保を図り、以て同サイクルの重要性を浸透させていく。 また、安全の確保の前提となる電気設備の保全管理に関しては、「電気関係設備保全マニュアル(通達)」に基づき実施している検査管理業務の自主点検、本社による業務実施状況確認を確実に実施し、PDCAサイクルにより適切な設備保守管理を図っていく。 <p>【駅業務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅における運転取扱のマネジメント全般および運転取扱オペレーションの自主点検表を作成し、現場長による自主点検を実施する。本社は課長等がリーダーとなる巡回において、自主点検に基づき実態把握を行い、問題が生じていないか確認し、必要な対策を講じることで現場と本社が一体となったPDCAサイクルによる安全確保を図り、同サイクルの重要性を浸透させていく。 <p>【安全推進部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「措置を講ずるための計画」の実施状況を安全推進部課長(安全)が各主管部の課長等とトレースを行い、実施できていない内容については、その理由を究明し、取り組みの強化もしくは対策の見直しを行う。このトレースの結果については、安全統括管理者と主管部長が確認を行う。このような取り組みを通して、経営幹部と本社主管部が一体となったPDCAサイクルによる安全確保を図り、同サイクルの重要性を浸透させていく。 安全推進部は「現場長の自主監査」の実施状況を現地へ赴いて確認するとともに、主管部からの報告を含めその実施状況を安全推進委員会へ報告することにより、経営幹部と本社主管部が一体となったPDCAサイクルによる安全確保を図り、同サイクルの重要性を浸透させていく。 	<p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成25年12月 から継続実施</p> <p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成27年2月 から継続実施</p>	

No. 3 命令項目 3. 更なる安全確保へ ③会社全体を通じた安全性向上のための取組み

講ずべき措置	具体的取組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>安全性の向上に向けた不断の努力を継続していくためには、会社全体を通じた制度的・組織的な基盤が重要である。</p> <p>このため、会社全体を通じて、継続的に安全性の向上に取り組むため、以下の対策を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでに策定された「安全性向上のための行動計画」、「安全基本計画」等の見直しについて検討し、安全を確保し、信頼される鉄道会社への徹底的な再生に向けて、実行性のある計画を策定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「安全性向上のための行動計画」、「安全基本計画」等の見直し (安全推進部 課長(企画)) <ul style="list-style-type: none"> ・「安全性向上のための行動計画」、「安全基本計画」の見直しにあたり、課題を整理する。 ・「安全性向上のための行動計画」、「安全基本計画」の「反省と教訓とすべき課題」等は、真摯な反省を記載しており、社員へ浸透を図ってきたことから継続する。 ・10年間の取り組み計画として策定した「安全基本計画」の(別紙)は、内容を精査した上で、『誰が』、『いつまでに』、『どうするか』が明確になっている「措置を講ずるための計画」(「2. 第一歩の改善」、「3. 更なる安全確保へ」)及び安全投資と修繕に関する5年間の計画に置き換える。 ○「JR北海道 安全の再生2018(仮称)」の作成 (安全推進部 課長(企画)) <ul style="list-style-type: none"> ・「安全性向上のための行動計画」と「安全基本計画」に記載されている内容で、安全の本質に係わるものを「JR北海道 安全の再生2018(仮称)」として、社員がわかりやすいようサンプルにまとめ、以下の方針により作成する。 <ul style="list-style-type: none"> i)「安全」が「安定輸送」よりも優先することを明確に示す。 ii)「一連の事故・事象を通して当社として認識すべきもの」、「現場第一線の行動基準とすべきもの」を明確にする。 iii)「JR北海道再生推進会議」において、委員からいただいたご意見を反映する。 ・本社が提起した「JR北海道 安全の再生2018(仮称)」の案について、職場毎に議論を行い、社員の意見を集約する。併せて、この期間に実施される膝詰め対話の場においても議論する。 	<p>平成26年10月</p> <p>平成26年11月</p> <p>平成27年4月</p> <p>平成27年度中</p> <p>平成27年1月～5月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全性向上のための行動計画」、「安全基本計画」の見直しにおける課題については、本命令項目を議論していく中で、以下のような認識に至った。 【認識】 「安全性向上のための行動計画」と「安全基本計画」には、真摯な反省と教訓とすべき課題を記載しており、社員へ一定程度の浸透が図られている。一方、記載されている分量が多く、社員が消化しきれないとともに、何を優先すべきかが明確になっていない。

No. 3 命令項目 3. 更なる安全確保へ ③会社全体を通じた安全性向上のための取組み

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 本社・支社・現場組織のあり方を含め、安全対策を効率的に推進し得る最もふさわしい会社組織について検討し、全社的な組織体制を整備すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支社・現場を支援するための新たな組織の設置及び本社からの支援体制の整備 (企画室 課長、総務部 副部長) 支社(釧路、旭川、函館)に属する現場に対する本社・支社の役割分担を明確化し、支社及び支社現場に対する技術指導は、本社が直接行うこととする。 技術に関する業務については、新たな組織もしくは機関を作ることで、本社の体制を継続的に強化し、本社が支社及び支社現場を直接指導することにより、技術力の維持向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> i) 本社による現場支援を適切に行うため、工務部においては業務支援室が中心となり、他の部門については、本社課長、GL等が現場巡回等を行い、現場における課題、気がかりを把握するとともに、本社の方針を直接伝え意見交換を行う。 ii) さらに、安全推進委員会を再編し、新設した専門部会に支社現場長を参加させることにより、鉄道の事故防止及び労働災害防止を図る。 本社が支社及び支社に属する現場を効果的に技術指導できるように、体制・規程等に不備がないかトレースを行い、必要があれば見直す。 	<p>平成26年12月</p> <p>平成25年11月</p> <p>平成26年8月</p> <p>平成27年3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支社体制については、本命令項目を議論していく中で、以下のような認識に至った。 【これまでの経緯】 平成10年、11年に支社の組織改正を行い、技術管理及び予算管理は本社に一元化し、支社体制は地域密着の活動、異常時対応及び社員管理を中心とした効率的な業務執行体制に移行した。 その後も支社の業務内容を見直し、指令を除き、より効率的な業務執行体制としてきた。 【認識】 この際、支社現場に対する技術指導については、本社が直接指導することとなったものの、そのための仕組みが十分整備されなかったことから、支社現場に対する技術指導が不十分となった。 平成25年11月18日に工務部に業務支援室を設置した。 平成26年8月1日に安全推進委員会に駅専門部会、運輸・車両専門部会、工務専門部会、電気専門部会の専門部会を設置した。

No. 4 命令項目 3. 更なる安全確保へ ④安全を確保する企業風土を構築するための全職員の参画

講すべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ JR北海道においては、全職員が鉄道の安全を確保するのは自分であるとの当事者意識を持って、積極的かつ能動的に安全を確保する企業風土の構築に取り組んでいく必要がある。このため、以下のような点について検討を行い、必要な措置を講ずること。 ③の計画の見直しに当たっての検討過程に全職員を参加させることを通じて、コンプライアンスや安全意識の醸成を図る機会とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の見直しを通じたコンプライアンスや安全意識の醸成（安全推進部 課長(企画)） ・ 3. ③の「JR北海道 安全の再生2018(仮称)」の作成」の取り組みに社員を参加させ、コンプライアンスや安全意識の醸成を図る機会とする。 		

No. 4 命令項目 3. 更なる安全確保へ ④安全を確保する企業風土を構築するための全職員の参画

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒヤリ・ハット事象の情報収集等の重要性について認識させ、これらの報告をしやすい職場環境の整備を図ること等、職員一人一人が、安全性を向上させることについて、常に問題意識を持って業務に当たるよう体制を確立すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「事故と事象の報告及び分類規程」の定着による安全を確保する企業風土の構築 (安全推進部 課長(安全)) ・ 2. (2)②「安全推進委員会において調査・審議すべき事項の整理」の取り組みと同じ。 		